

明實錄の傳本に就いて

三田村泰助

我が國に現存せる傳鈔本明實錄の中、古鈔本と目されるものに、宮内省圖書寮本、内閣文庫本、上野帝國圖書館本、東洋文庫本、李王職本等を挙げ得る。支那に於ては、故宮歷史博物館本、京師圖書館本、吳興嘉業堂本、奉天圖書館本等があり、書目によつてその存在を知るものに、汲古閣本、天一閣本等がある。これ等は、何れも、大體十三朝揃つたものであるが、端本も少からずあるやうで、現に、内藤先生の書庫には、永樂の始めの寫しがある。

右に掲げた實錄の過半は、或は精細に、或は瞥見の程度ではあるが、寓目する事を得た。又未見のものに於ても、學者の報告に依つて、臆けながら、その内容の察知出来るものもあるので、取敢へず現在の知見を以て、これ等實錄に關する覺え書程度の概觀を試みようと思ふ。而して右に掲げた實錄は、古鈔本ではある

が、明廷皇史宬に收藏された實錄そのものでないことは論を俟たない。それで、先づ、眞物の實錄の所傳を考へ、然る後、上掲古鈔本實錄の源流を尋ねる事とする。

一

明の制度では、皇帝の没後、次の皇帝の代に於て、先代の治蹟に關する資料を纏めて實錄を編纂するのであるが、その前後の手續きの大要は、次の如きものであつた。先づ新に編纂された實錄に就いて、正副二本を作り、吉日を選んで正本を皇極殿に奉置し、皇帝にその完成を報告し、併せて告成式を行ひ、次日、實錄庫である皇史宬に收める、副本は内閣に留貯して、殿閣大學士或は史官の閱覽に備へる、そして實錄編纂の際に生じた草稿の類は、凡て閣臣司禮官纂修官立合の

下に、西城の隙地即ち太液池内で焼き捨てる、以上が歴代行はれた慣しと思はれるが、この事に依つて、明廷には、歴朝の實録が正副二本收藏されて居た事が分る。所で、萬曆起居注に據ると、嘉靖十三年に、皇史宬の所謂正本實録に據つて全部を謄寫し、新に實録一揃を作成したとある。謄寫したとある以上、舊のものに手を入れなかつたと思はれるが、唯、永樂實録に關しては、帝の諡の内の、太宗の所が成祖と書き直された形跡がある。兎も角も、新に一部作られた譯は、皇史宬本が年月を経過して古くなつた爲に、更に、將來の保存に備へて改寫したもの、様である。その際、舊傳の皇史宬本は全部焼かれたもの、様である。それで萬曆の始めには、嘉靖寫本皇史宬實録と舊傳の内閣副本實録とこの二部が存した譯である、而して萬曆に入つて更に一部備へつけられた。それは萬曆帝が、歴代の實録を座右に備へて、政治を覽る時の參考に供する爲であつた。この時以後、この實録の閱覽が閣臣にも許される様になつたらしい。^③その節、この目的の爲に内閣の副本を當てるべしとの意見もあつたが、内閣本は歴代、實録の編纂或は閣臣の翻讀に使用された爲に、

非常に汚されたと云ふ理由で、これを充當することを止めて、改めて内閣副本に據つて、新に謄寫せしめたとの事である。元來實録正本は形が大きくて取扱ひに不便であり、冊數が多過ぎるといふので、この時の分は適宜形を縮少し、卷を合せて冊數を少くしたと傳へられて居る。この本の永樂の部分の零本と覺しきものが、一冊、我が東洋文庫に收められて居る。此の鈔本に就いて、是迄その來歴が明かにされて居ない様であるが、私は起居注の記事から推して、上述の萬曆帝使用の寫本に間違ひないと思ふ。若し、私の推定の通りであれば、東洋文庫のこの一冊は、今の所、誠に天壤間の孤本とも稱すべき尤物となるであらう。(尙附記参照)

兎もあれ、萬曆の中頃には、實録の傳本は、皇史宬本、内閣副本及びその縮刷本と都合三部存して居た事は、略々間違もない事のやうである。

萬曆以後、泰昌天啓朝に就いても、夫々實録が編まれたが、千頃堂書目に據ると、光宗即ち天啓實録は一度出來上つた後、更に改修を施した様であるが、この時、原本を破棄する事なく、原本改修本共に皇史宬に

收めたらしい。最後の崇禎朝の分は、當然實錄編纂の事がなかつた。今度、梁鴻志の手に依つて影印に附された實錄には、崇禎實錄十七卷が含まれて居るが、これは恐らく、後人の僞作であつて、正式な實錄と言ふ事は出来ない。^④

以上眞物の實錄の所傳に就いて、少しく考察を加へたのであるが、それ等の傳本は、今日迄の所、その所在が分らない。清朝の明史纂修の時に、右の中どの實錄を使つたかといふことも、未だ不明なのである。

梁鴻志の序文に、内閣本があるといふ事を書いて居るがそれは恐らく内閣副本の事かも知れぬ。但しその在り所が書いてないから何もならぬ。私も、先年北京の故宮歴史博物館に、明實錄が一部陳列されてあるのを瞥見したが、場所柄どうも内閣副本であつた様な気がするが、これ亦、正確な事を記し得ないのを遺憾に思ふ。次に我が國及び民國に存する古鈔本實錄に就いて考へることにする。

二

先づ書物の體裁であるが、これ迄寓目し得た若干の

古鈔本實錄を通じて見ると、大體は、藍格十行、若しくは、十一行の支那寫本である。中には黒枠無格本のものもあるが、刊本は全然ない様である。

その謄寫の年代であるが、私は所謂書誌學に就いては何等知識を持たないから、之等古鈔本の形式とか紙の様式から、何時の時代のものと斷定する事をようしない。今圖書寮善本書目に依ると、その所藏本を清初のものとなして居る。この推斷は臺北大學の神田先生がされたのであるから、我々は安じて先生に従ふべきであり、他の事情から推しても極めて精確な推定と思ふ。小田省吾氏は、李王職本に就いて、同書が天啓實錄を缺いで居る所から、之を天啓年間の寫本と推定されて居られるが、それは當らないことである。その理由を述べると、即ち談遷の國權や、今度出た梁鴻志の所謂崇禎實錄に依ると、神宗實錄は崇禎三年十一月丁亥に完成したと記して居るから、この事實の通りとすると、天啓年間に神宗實錄の寫本があつたといふのはおかしいので、小田氏の推定は成立たない様である。それで神田先生の推定は、大體どの古鈔本にも適用して差支へなく、今日存する古鈔本は殆ど、清初若しく

はその後のもので、それ已前に遡ることは萬々ないと思ふ。尤もこれは十三朝殆ど揃つた鈔本に就いて言へること、拔書したものは明末のものが有り得るかも知れぬ。といふのは、萬曆年間に入つて、王世貞一派の實錄史學が盛行したし、宰相の張居正、申時行の徒は皆王世貞に關係があつて、前述の如く、祕閣の實錄を翻讀拔書したであらうから、それ等が民間に流布した事は考へ得る。然しさういつた種類の物の所在は、窮聞にして識らない、矢張り、顧炎武が日知錄で書いて居る様に、少くとも明一代には祕書である實錄が全部に互つて寫され、民間に流布されたとは考へられない。而して現存の古鈔本の原本は、大體内閣副本の寫ではないかと考へる。^⑥

明實錄が民間に流傳された事に關しては、最初、明史の編纂に携つた史官等の手許に、實錄の寫しが留め置かれたが、史官の家の没落その他、學者間の轉寫等の事情に依りて民間に現はれ、市場に轉賣されるに至つたものと推定される。我國に存するものは、記錄に徴すれば、大抵長崎を通じて唐土より購入舶載されたものゝ様である。

以上古鈔本の來歴を考へたが、之を要するに、明實錄の原本に就いては、一部の例外を除いて異本の存する筈はないのであるが、古鈔本實錄が夫々内容を異にするに至つた理由は、次の様な事情に依ると思はれる。即ち、原本からの謄寫、若しくは相互の轉寫の際、かゝる事象に伴ひ勝な行數文字の脱落、誤寫或は製本の際の分卷の錯誤等、偶然的な事柄に起因したと推定される。この事は、實錄が何分大部なものである以上免れ難い現象と謂はねばならぬ。而して原本が存しない以上、上記古鈔本に據つて原型を復現する以外には手段がないので、その目的の爲には、一々古鈔本に就いて検討されねばならぬ。以下その事を考察しよう。

三

一、宮内省圖書寮本

同書は、元來紅葉山文庫舊藏のものであつたが、明治二十四年祕府に藏されたと云ふ事である。^⑦紅葉山文庫本は多く現在の内閣文庫に襲藏されて居て、同文庫には現に明實錄が二本存して居る。この事から考へると、舊紅葉山文庫には都合三部の實錄が藏されて居

た譯であるが、その内の一部が、祕府に收められた次第に關しては、聞く所に依れば、右三部の中最良のものを一部撰んで帝室の有て歸せしめたと傳へられる。以つて圖書寮本が如何に優れたものであるか想像されよう。然し乍ら私の調査に依ると、全部が全部精良なるものといふ譯にはいかなかつた。以下同書に就いて少しく述べる。

同書は泰昌天啓の分は之を缺き、全體の卷數は萬曆の部を除いて、凡て、明史藝文志所載の卷數（以下藝文志記載のものを以て正式のものとなす）に一致して居る。萬曆實錄は萬曆四十一年七月迄五百九卷で、正式の卷數たる五百九十四卷に足りない。書物の體裁より見ると、二つに分れ、太祖より武宗迄は、藍格十行本、嘉靖隆慶萬曆は黑粹無格本である。尙同書には、舊幕昌平校教授柴野栗山の手によつて朱書の句讀點が打たれ、併せて校勘が施されてある。内容を検討するに、太祖より武宗迄は、私が是迄寓目した諸本中、最良の精寫本である事を確信する。嘉靖以後は、それ迄の分と寫本の形式が異つて居ると同時に、内容に於ても、前者に較べて、極めて惡きものである。嘉靖以後

のものゝ表紙の裏に、恐らく柴野氏の手によつてなされたものであらうが、次の如く書いてある。即ち「書中處々墨消シ書直シ等ノ處原本ヲ以テ校合仕候哉又ハ後人ノ臆見ヲ以テ正シ申候哉寫本ニテ不詳奉存候ニ付其儘ニテ差置申候」とある。嘉靖以後は内閣本上野本に劣る事數等である。

二、内閣文庫本

同本は内閣文庫漢書目錄に依ると、二通ある。一は仁宗以下光宗に至る迄にて六八七冊本、他は太祖より穆宗に至る迄凡て五〇一冊本である。京都帝國大學本はこの書の寫しであるが、故内藤先生の御教示によると、内閣所藏の二本を彼此校合謄寫せしめたとの事であつた。二本の中、何れを主となしたかは承はらなかつたが、私の臆測によると、六八七冊本を基となし、他の一本を以て補つたもののやうに思ふ。而して京大本は、内閣の二本を校合謄寫したのであるが、内閣本そのものが甚しき惡鈔本である。例せば永樂實錄は序表を缺き、仁宗實錄は正武の卷數たる十卷が五卷しかなく、萬曆實錄は本來の五九七卷本でなくて、別種の記録を以て實錄となし、泰昌天啓實錄は之を缺いて居

る。その他卷數には異同はないが、その内容に於て、年のみあつて月日干支のなき箇所あり、他の本には一巻の中に記載されて居る事を、この本には數卷に分ち居り、爲に年月を確にせず、又京大本自身二本を機械的に合した結果、一月に六十餘日を數ふる卷あり、その他、行の脫落誤字脱字枚舉に遑なく、この種のものゝ中、極めて惡しき部類に屬するものである。唯嘉靖隆慶實錄は、圖書寮本より少しく勝つて居ることは注目されねばならぬ。尙内閣原鈔本には光宗起居注の一部存して居るが、京大本は之を省いて居る。

餘事ではあるが、内閣原鈔本及び圖書寮本が如何にして舊楓山文庫に收藏されたかはその事情を詳にしない。但し御文庫始末記に據ると、徳川十代將軍家治の明和五年正月（乾隆三十三年）に明列朝實錄及び古今圖書集成を備へるべきを命じて居るから右實錄は、その時以後、唐商が幕府の命を受け、長崎を通じて漢土より購入されたと思はれる。内閣本の中、五〇一冊本はその所傳が判明して居る。即ち佐伯侯毛利氏の献上本で昌平校に藏されて居たものであるが、佐伯毛利侯は恐らく長崎より購入したものゝ様である。^⑫

三、上野圖書館本

同書は我が美濃版大の五百一冊よりなり、藍格十行の寫本である。太祖より穆宗迄は、その卷數は正式のものに一致して居る。但し萬曆以降のものは、既に今西學士の指摘した様に、實錄でなくて、今日に於ては、天下の稀覯の書たる萬曆及び天啓起居注を以てこれに當てゝ居る。されば結局に於て、同書は萬曆泰昌天啓の三實錄を缺いて居る事になる。上野本は、その内容に於て、圖書寮本の精には及ばないが、内閣本に勝る事數等である。特に隆慶嘉靖に關しては、三者の中第一等のものと考えらる。尤も、それは程度の相違であつて、上野本自身極めて優秀なるものとする事は出來ない。

四、李王職本

この鈔本に關しては、既に小田省吾氏が解説を書いて居られ、^⑬その來歴に就いて、同書は、李朝純祖の時北京より購入されたものであり、明史紀事本末の著者谷應泰の舊藏のものと推定されて居る。而して同書的全體の卷數は正式のものと合致しないものが多い。小田氏は、相違せる理由を、元來明實錄に原本と改修本

とが存して居た爲とされて居るが、私見によれば、これは鈔本を寫したものが、勝手に分巻したものと思ふ。

私が此の本を調査したのは昭和八年夏の事であり、その節實錄抄出の業は太祖を終へたのみであつた。その拔書^⑬を以て李王職本と對校したのであるから、かく一部を以て、全體を推すは、不當の嫌があるが、太祖の分だけに就いて見ると、先づ卷數は李本は三九四卷あつて正式の二五七卷より大部多い。その内容を仔細に検討すると、李王職本は恣意的に分巻して卷數を増したのみで、内容から見ても、その間に鈔本の原本に異本あるを思はしめるものは何もなく、これは全く轉寫の際の手入れに基くものゝ様に思ふ。その記事は誤字脱字可成り多く見受けられ、決して内閣本に勝るといふ譯にはゆかぬ。

五、瀋陽圖書館本

この書も昭和八年に調査したが、最近松浦嘉三郎氏の手によつて滿洲學報に詳細なる報告が發表された故に説明を省く。この書は二三の分を除く外は實錄の寫本でなくて、拔書本である。故に完全なる實錄として取扱ふ譯にはゆかぬ。

但抄出してある部分は、邊境關係のもの多く、その限りに於て可成りの優秀なる寫本と思ふ。

六、江蘇國學圖書館本

近時、南京の梁鴻志の手に依つて影印に附されたものであるが、その原鈔本の所傳に就いては、梁氏の序文を見ると、唯傳鈔本と誌してあるだけで何等手懸りがない。北京大學の今西學士を煩はして彼の地の消息を聞いて貰つたが、矢張不明との事である。而も、一部にはその本は吳興の嘉業堂本の寫しといふ事であつたが、どうもさうではないらしい。それで、取敢へず、影印本に就いて、大雜把に見た所から推定すると、その書寫の形式、その他から見ても、民國になつて作られた寫本である事に間違ひないと思ふ。それで梁序にも傳鈔本として古鈔本とせず、そこらあたり極めて曖昧に書いて居る事もうなづける。梁序にもある通り、古鈔本の明實錄は希觀の書であるから、昭和の壁中の祕書八百餘種の中、名槩精鈔が一つもなくて、明實錄一種のみ、燦然と輝くといふ事はあり得ないので、矢張り民國寫本だから、光を失つて持去られる運命を免れたものと思ふ。

これを我が古鈔本に較べる時、その内容には、記事の脱落も間々あり、又誤字脱字も少からずある。然し、この本によつて、我が國のものを訂正し得る點も可成りあるので、その正確さの程度から見て、大體上野圖書館本に比すべきものと思ふ。然し、何分原鈔本が、古鈔本でないとするれば、後人の手入れも豫想されて、古さといふ權威がない事は止むを得ない。尙一言した様に、同書には、崇禎實錄十七卷が含まれて居る事は注目されてよい。然し、これは清初の私の編纂物であらうと思はれる事は、一例を示すと、滿洲朝廷を「建州」「奴酋」といはず、清と稱して居り、明廷の勅撰書では決してあり得ない形式を示して居る。崇禎朝のものに關しては却つて談遷の國權^⑩あたりが量質共に、優れて居る様である。尙、梁本崇禎實錄といつた種類のものは、他にもあり得るかも知れぬ。

以上は私の寓目したものであるが、未見のものに支那の鈔本がある。

四

この書は、實に清史稿編纂の際、明實錄の底本として選ばれたもので、本邦諸學者は擧げて、未見のこの書を以て古鈔本實錄中の白眉と推定して居た。然るに、孟森氏の記載に依れば「武宗朝は殘缺尤も甚しく、嘉靖實錄も缺あり」^⑪とあるから、必しもこの種のもの、王座に推す譯にはゆかぬらしい。この書の萬曆泰昌天啓の部は、現に京大、東洋文庫にその寫本が藏されて居る。松浦氏も推定されて居る如く、京師圖書館本の、この三朝の分は、皇史宬實錄そのものではあるまいかと思はれる程に精妙なものである。上述せし如く、本邦現存の古鈔本中、何れも萬曆以降の部は難點が存するから、この寫本を得た事は方に畫龍點睛の事と謂はねばならぬ。

尙その所在の判明して居るものに、吳興嘉業堂本がある。内藤先生のお話では、可成りの尤物であらうといふ事であつた。それから梁序によると、范氏の天一閣所藏の實錄殘本、即ち太祖と英宗の一部が、現に廣州圖書館にあるといふ事であるが、遺憾ながら正體が分らぬ。

而して顧炎武手鈔本、毛氏汲古閣本等に至つては依

然として不明である。もしこの内、どれが分明しても、學界に大波瀾を捲き起す事に違ひない。

以上眞物の實録の所傳及び古鈔本の來歴を考へた。見る所數種のものに過ぎないが、皇明實録の大體を窺ひ得ると思ふ。

今、古鈔本の精なるものを採つて、原本に近きものを得んとすれば、大體次の如き方法に従ふべきであらう。

太祖洪武より武宗正徳迄は圖書寮本に

世宗嘉靖と穆宗隆慶は上野本を底本として内閣本に
より補ふ

神宗萬曆以降は京師圖書館本に據る

最後に京大所藏本と正式の實録との卷數の比較表を附ける。

(正式のものは千頃堂書目及び萬曆起居注に據り、京大本と異なる所は括弧を附して異同を明かにす)。

太祖 二五七

太宗 一三〇

仁宗 一〇 (京大本 五)

宣宗 一一五

英宗 三六一

憲宗 二九三

孝宗 二二四

武宗 一九七

世宗 五六六

穆宗 七〇

神宗 五九四 (京大本 京師圖書館寫本五九六
内閣寫本 四七)

光宗 八 (一一)

熹宗 八四 (八七)

註

① 上野圖書館所藏、萬曆起居注、十六年三月甲申の條、向この起居注に就いては、同學今西君の「明の起居注」史林十九卷四號所載を参照の事。

② 本論附記參照。

③ 起居注十六年五月の、大學士申時行の上奏文の中に、寫本の出來上つた分から上呈した事を述べると同時に「伏望。皇上置之座右時。賜者觀。臣等幸甚。謹具題以聞」と述べて居る。

④ 江蘇國學圖書館本の條參照。

⑤ 青丘學叢十三號、小田省吾氏「半島現存の皇明實錄に就て」。

⑥ 附記參照。

⑦ 森潤三郎「紅葉山文庫と書物奉行」二〇一頁、二〇三

頁。

⑧ 仁宗實錄は永樂二十二年の分が五卷、洪熙元年が五卷あつて、内閣本は洪熙の分しかない。

⑨ 今西學士「明の起居注に就いて」参照。

⑩ 圖書寮本は、神田先生のお話では、元、柴野氏の所有であつたとの事であるが、その節時間がなくて詳しく承はる事が出来なかつた。その後意つて、先生にお問ひすることもせず、漫然と發表することを深くお詫びするものである。

⑪ 森氏前掲本。

⑫ 森氏の前掲本に御文庫始末記を引き、「文政十一年六月十八日はより先豐後佐伯藩主毛利出雲守高翰祖父伊勢守高標が藏書の内二萬餘卷を獻す。是日進獻本を林大學頭衡、同又三郎煌檢閱し、文庫と昌平坂學問所に分收せんがため、書櫃を文庫に輸送す」とある。内閣本明實錄の藏書印から高標の藏、昌平坂奉置の事が分る。小田氏前掲文。

⑬ 近日出版の豫定。

⑭ 滿州學報第六「瀋陽圖書館藏明實錄に就いて」。

⑮ 本誌に營淵教授が詳述される答。

⑯ 國立中央研究院歷史語言研究所集刊第三本第三分孟森

「清史稿中建州衛考辨」三四頁

附記

東洋文庫所藏成祖實錄殘本に就いて

この書の體裁を述べると、形の大きさは縦一四・五糎、

横八・九糎で、表は黃綾子で裝釘され、中の様式は現在滿洲國から出版されて居る清朝實錄と、大體同じもので、甚だ立派なものである。違ひといへば唯記事の切れ目、句讀點等の大小の圈が成祖實錄の方は朱書である位である。同書の永樂帝の諡は「成祖啓天弘道高明肇運聖武神功純仁至孝文皇帝」となつて居るが、この諡は嘉靖十七年に上の様に改めたので、帝の元來の諡は「太宗體天弘道高明肇運聖武神功純仁至孝文皇帝」なのである。それで、この成祖實錄以外の他の古鈔本即ち本文に引用してある實錄は、凡て、後者の諡を用いて居るので、東洋文庫のこの一冊が嘉靖以後の寫本と言ひ得る根據となるのである。而して、この書が萬曆帝の左右に備へたものであるといふことは次の引用文によつて明瞭になると思ふ。即ち萬曆起居注の同十六年五月戊子の條に

大學士申時行等題。(中略)今自太祖起及累朝訓錄。

都臚寫裝潢進覽。有幾部就進幾部來。欽此。臣等查得。嘉靖十三年重書實訓實錄。降勅開館。及用校對臚錄等項官生數多。蓋皇祖世宗。欲以祖宗謨列。閱

之金匱玉函。以傳萬世之信。所重在于尊藏。今皇上特命謄寫。是欲以累朝典故。置之法宮祕殿。以備乙夜之觀。所重在于便覽。故臣等竊謂。訓錄舊本式樣寬濶。今宜稍斂。改從書冊。舊本簡帙繁多。今宜併省不拘卷數。(中略)上是之。即降手勅諭申時行等曰。(中略)祖宗之訓錄。乃今朝之史鑑。豈可不得而知之。(中略)乃命卿等。將在閣累朝訓錄副本。裝潢成書帙。以便朝夕觀覽。(以下略)

とある。右の記事から推定すると、嘉靖十三年皇史宬實錄改寫の時、太宗實錄は成祖實錄に書き改めた事が窺へる。それから萬曆帝使用本は、皇史宬本を縮少して、書冊の形式になした事が窺ひ得る。翻つて、東洋文庫本に就いて見ると、同書は卷六十一、六十二の二卷が含まれ、前者は二十葉、後者は殘缺があつて、二三四五葉と十五、十六、十七葉の七葉全部で二十七葉が一冊になつて居り、大體永樂七年三月前後の記事が收められてある。これで大體原本一冊であらうと思ふ。その事は次の引用による。即ち同じく起居注の萬曆十七年九月十六日庚甲の條に

「成祖文皇帝實錄。自奉天靖難事蹟。至永樂二十二年

八月止。凡一百三十卷。共計四十六本。裝潢成帙。共爲六套」

とある。四十六冊だから、一冊平均二卷乃至三卷となる譯である。

以上の事から、東洋文庫の成祖實錄は萬曆帝使用本といふ結論が出たのである。さうすると、古鈔太宗實錄はどうなるかといふと、これは内閣副本の寫であらうと思ふ。副本は内閣にあり、且汚れたから、嘉靖の時の改寫には關係なく、恐らくそのまゝおかれたので、諡の太宗云々も舊の如く殘されたものと思ふ。萬曆帝使用本はこの内閣副本を寫したのであるが、その時には太宗を成祖に改めて、帝に進呈したと見るべきであらう。

欄筆するに當つて、希觀の書を見せて頂いた各官廳の方々に、殊に、東洋文庫の岩井先生、李王職の小田先生には特別の便宜を取計つて頂いたので、厚く御禮申しあげる次第である。又閱覽に出向くのに必要な一切のことは舉げて恩師羽田先生のお計ひであり、拙い一篇を草して師恩に報いたいと思ふ。